

令和 6 年 3 月 26 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課 取引制度企画室

卸電力取引所の令和 6 年度事業計画及び収支予算の認可について

(趣旨)

一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」という。)から、経済産業大臣に対して、令和 6 年度事業計画及び収支予算の認可申請があり、これについて令和 6 年 3 月 25 日付けで、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号に基づき、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)に対して意見聴取が行われたところ、委員会としての回答について御審議いただく。

主なポイント

○ 卸電力取引所の事業計画及び収支予算認可申請に係る審査について

経済産業大臣は、当委員会からの意見回答も踏まえ、JEPX を卸電力取引所として指定しており、同法人は平成 28 年 4 月 1 日から卸電力取引所として活動を開始している。

卸電力取引所は、電気事業法第 99 条の 7 第 1 項に基づき、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画及び収支予算について経済産業大臣の認可を取得することとされており、認可に際して経済産業大臣は、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号に基づき、委員会に意見聴取を行うこととされている。

今般、JEPX から経済産業大臣宛に事業計画及び収支予算の認可申請が行われ、これについて令和 6 年 3 月 25 日付けで、経済産業大臣から当委員会に対して意見聴取が行われた。

卸電力取引所の事業計画及び収支予算については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第 1 (66) に照らして適正であることを確認することとなっているところ、審査の結果、委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存が無い旨を経済産業大臣に回答することとしたい。

30 1. 令和6年度事業計画書の概要と審査結果

31 (1) 事業計画書の概要

32 令和6年度事業計画書では、冒頭で「取引開始来約20年をむかえ、本取引所が順調
33 に業務を遂行することが出来た点、いわゆる良い点を整理しつつ、さらに業務を安定し
34 て継続遂行することを基本として、将来に向けた改革を実施する。また、将来に亘り、
35 関係者が安心して取引出来るよう、更に努めていく」旨が記載され、以下の事業計画が
36 策定されている。

37

38 【令和6年度事業計画（抜粋）】

39 ➤ 安定した業務遂行のために

40 ✓ 組織業務の視点

41 ☆ 将来に向けた業務の安定した継続に向けては、外部コンサルタントの評価・
42 支援を得つつ、組織・体制の強靱化、継続可能性の向上を目指した見直し
43 を行う。具体的には、以下の内容について、外部コンサルタントの活用を
44 行うかどうかも含め、検証を進める。

45 ① 市場設計・運営（商品開発・設計、災害・緊急時対応（BCP）体制）

46 ② 市場監視（監視方針の再整理、監視機能の評価・高度化）

47 ③ 情報システム（システム開発・運用・保守、情報セキュリティ、トラブ
48 ル対応）

49 ④ 業務の文書化（内部規定等の明文化、会員・運営委員会・理事会等への
50 説明）

51 ⑤ 財務・税務・総務（リスク評価）

52 ⑥ 組織運営（人材育成）

53 ☆ 運営委員会をはじめ本取引所の各種委員会の役割を明確化し、組織全体と
54 してのガバナンスを見直す。これらガバナンス強化についても、外部コン
55 サルタントの評価・支援を得つつ、実施していく。

56 ✓ システムの視点

57 ☆ システム更改の詳細計画を明確にしつつ、具体的な作業を進めていく。

58 ● 非化石価値取引システムの運用開始（2024年8月）

59 ● 電力取引システムのスポット市場約定計算エンジンの切り替え
60 （2024年12月）

61 ● 2025年度中の電力取引システムの全面運用開始を目指し、開発体制の
62 強化を図りつつ、鋭意開発を進めていく。

63 ➤ 安心した取引の実現に向けて

64 ✓ ルールの整理

65 ☆ ルール解説資料の公開やセミナーの実施など、外部の機関も利用しながら、
66 理解促進に努めていく。また、より公平で公正なルールの実現に向け、広
67 く関係者の意見を聞き、相互理解を図りながらルールの見直しを検討して
68 いく。加えて本取引所でも海外の電力取引所等の調査を行い、より使いや
69 すいルール、商品の開発に努めていく。

70 ☆ 他、具体的に以下の事項について検討する。

71 (電力取引)

- 72 ● 公平なルールの観点からの定額制の廃止、および再生可能エネルギー
- 73 の取引所利用の増加に伴う時間前取引手数料の低減を志向した取引会
- 74 員の費用負担のあり方について、2025 年 4 月からの導入を目指した検
- 75 討を実施する。
- 76 ● 先渡取引については、廃止の方向に向けた検討を引き続き行っていく。
- 77 ● 間接送電権取引については、2026 年 3 月末での経過措置終了も考慮し
- 78 つつ、取引のあり方について検討を行うのと並行して新規商品の追加
- 79 等についても検討を行う。
- 80 ● ベースロード市場については、市場の利便性向上や制度の今後の方向
- 81 性の検討に資するよう、資源エネルギー庁と連携しつつ取引状況の分
- 82 析や開示を行う。
- 83 ● 取引所が各種市場における価格について有する権利を明らかにした上
- 84 で、当該価格を利用しようとし、または利用する者に関するルール整
- 85 備を直ちに行う。

86 (非化石価値取引)

- 87 ● 2024 年度分からの全量トラッキング制実現に向け、規程等の用意を実
- 88 施するとともに、制度開始に向けて事業者向けに積極的に周知を行う。

89 ✓ 監視の充実

- 90 ☆ 不公正取引の監視の強化、市場取引監視委員会を始めとした適切な監視体
- 91 制の整備、不正な価格形成が疑われる事象が発生した際の遅滞ない調査の
- 92 実施に、国の監視当局とも連携しつつ、恒常的に取り組む。
- 93 ☆ 昨今の情報技術の進化により例えば人工知能を利用した監視等も現実化し
- 94 つつある。これら最新技術を適切に導入し、より高度な市場監視の実現を
- 95 目指す。

97 (2) 審査基準に照らした事業計画の審査結果

98 本事業計画には、当該年度の運営方針が記載されており、安定した業務遂行のため、①市場設計・運営、市場監視、情報システム、業務の文書化、財務・税務・
99 総務に係るリスク評価及び組織運営といった取引所の安定的な運営の基盤となる事
100 項について今後検証を行うとともに、組織全体としてのガバナンスの見直しを行う
101 こと、及び②取引システムの更改についても詳細計画の明確化及び具体的な作業の
102 実施に取り組むことが明記されている。

104 加えて、安心した取引の実現に向けて、ルールの整理及び監視の充実の観点から
105 アプローチすべく、①ルールの周知・見直し及びより使いやすいルール・商品の開
106 発に努める旨と具体の検討事項が記載されるとともに、②不公正取引の監視の強化
107 及び市場取引監視委員会を始めとした適切な監視体制の整備に国の監視当局とも連
108 携しつつ恒常的に取り組む旨が明記されている。

また、改革の遂行に当たっては、その検討状況等を関係機関と共有し、理解促進を図りつつ取り組んでいく旨も明記されている。

上記より、認可申請があった本事業計画案は、事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、審査基準に照らして適正なものと考えられる。

なお、上記の JEPX からの情報共有を踏まえ、当委員会として、認可後の検討・取組状況のフォローアップを行っていくこととしたい。

(参考) 審査基準

事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

2. 令和6年度収支予算の概要と審査結果

(1) 収支予算の概要

収入面では、時間前市場における手数料収入増加等により、前年度予算と比較して約2.6億円増加している（令和5年度：24.9億円→令和6年度：27.5億円）

支出面では、体制強化関連の新規予算化等により、前年度予算と比較して約7.2億円増加している（令和5年度：12.2億円→令和6年度：19.4億円）

(令和6年度予算案)

単位：百万円

収入		支出	
電力取引	2,501	人件費	234
入会金	1	運営費	175
年会費	150	取引システム関係	1,000
手数料（スポット）	1,100	研究開発	100
手数料（時間前）	1,100	広告宣伝	20
手数料（その他）	150	体制強化関連	400
非化石取引	247	会計監査	6
入会金	1		
年会費	180		
手数料	66		
計	2,748	計	1,935

133

(参考：令和 5 年度予算)

単位：百万円

収入		支出	
電力取引	2,142	人件費	238
入会金	2	運営費	66
年会費	128	取引システム関係	850
手数料（スポット）	1,011	研究開発	50
手数料（時間前）	825	広告宣伝	10
手数料（その他）	176	体制強化関連	0
非化石取引	345	会計監査	5
入会金	8		
年会費	57		
手数料	280		
計	2,487	計	1,219

134

135 (2) 審査基準に照らした収支予算の審査結果

136 ①審査基準各項目の確認結果

137 【収支予算の整理方針に係る確認】

138 (審査基準イ)

139 収支予算書（資料 3-5）において、収入と支出の部に整理されており、勘定
140 の整理が適切であることを確認した。

141 (審査基準ロ)

142 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益（市場間値差）
143 について、貸借対照表（資料 3-6 及び資料 3-7）において、市場間値差積立金
144 及び未払金として他の収益から実質的に区分されていることを確認した。

145 (審査基準ハ)

146 事業計画書（資料 3-4）及び収支予算書（資料 3-5）に基づき、従前から
147 市場開設業務以外の業務に該当する業務は行われておらず、本年度も新たに実
148 施する予定がないことを確認した。

149

150 【市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないことに係る確認】

151 収支予算書（資料 3-5）において、収入について過去の実績を踏まえつつ適切
152 に見積もられていること、及び支出についてシステムの維持・管理・更新に必要な
153 費用や運営に必要な体制を確保するために必要な人件費及び評価・検証結果に基
154 づく体制強化費等が事業計画と整合的に見積もられていることをそれぞれ確認す
155 るとともに、全体の収支として利益剰余金約 8.1 億円を確保できる見通しである
156 ことを確認した。

157

158

②収支予算の審査結果

審査基準各項目の確認結果の通り、本収支予算は、審査基準で定められた方針に基づき整理がなされており、かつ、収支予算が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすことおそれがないと認められることから、審査基準に照らして適正なものと考えられる。

(参考) 審査基準

収支予算が少なくとも次の方針に基づき整理されており、かつ、収支予算が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすことおそれがないと認められること。

イ 収入と支出の部に整理する等、勘定の適切な整理をすること。

ロ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益について、他の収益から実質的に区別されていること。

ハ 市場開設業務以外の業務を営む場合には、市場開設業務に係る収支とそれ以外の業務に係る収支を区分して整理していること。

3. 認可申請に係る意見

上記1.及び2.の審査結果を踏まえ、資料3-1のとおり、当委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

〔参考〕関連条文

○ 電気事業法（抜粋）
（事業計画等）

第99条の7 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に（第97条第1項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（委員会の意見の聴取）

第66条の11 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

五 第10条第1項若しくは第2項（これらの規定を第27条の12及び第27条の12の13において準用する場合を含む。）、第14条第2項（第27条の12及び第27条の12の13において準用する場合を含む。）、第18条第1項若しくは第2項ただし書、第22条の2第1項ただし書（第27条の12の13において準用する場合を含む。）、第27条の11の2第1項ただし書、第28条の14第1項、第28条の41第3項、第28条の46第1項、第28条の49、第28条の52第1項若しくは第6項、第99条第1項又は第99条の7第1項の認可をしようとするとき。

199 ○ 電気事業法施行規則（抜粋）
200 （事業計画等の認可の申請）
201 第 132 条の 9 卸電力取引所は、法第 99 条の 7 第 1 項前段の規定により事業計画及び収支
202 予算の認可を受けようとするときは、様式第 83 の 8 の卸電力取引所事業計画及び収支予算
203 認可申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の 1 月前までに（法第 97 条第
204 1 項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定を受けた後遅滞な
205 く）、これを提出しなければならない。
206 一 事業計画書
207 二 収支予算書
208 三 前事業年度末の予定貸借対照表
209 四 当該事業年度末の予定貸借対照表
210 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類
211 2 卸電力取引所は、法第 99 条の 7 第 1 項後段の規定により事業計画及び収支予算の変更
212 の認可を受けようとするときは、様式第 83 の 9 の卸電力取引所事業計画（収支予算）変更
213 認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて提出しなければならない。この場合に
214 おいて、収支予算の変更が前項第 4 号又は第 5 号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変
215 更後の書類を添付しなければならない。
216
217 ○ 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（抜粋）
218 第 1 審査基準
219 (66) 第 99 条の 7 第 1 項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可
220 第 99 条の 7 第 1 項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可に係る審査基
221 準については、次に掲げる事項が、卸電力取引所事業計画及び予算収支認可申請書並びに添
222 付資料に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときで
223 なければ、認可しないものとする。
224 ① 事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力取引の
225 機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすお
226 それがないと認められること。
227 ② 収支予算が少なくとも次の方針に基づき整理されており、かつ、収支予算が卸電力取引
228 の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼす
229 ことおそれがないと認められること。
230 イ 収入と支出の部に整理する等、勘定の適切な整理をすること。
231 ロ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益について、他の収益か
232 ら実質的に区別されていること。
233 ハ 市場開設業務以外の業務を営む場合には、市場開設業務に係る収支とそれ以外の業
234 務に係る収支を区分して整理していること

経 済 産 業 省

20240325電委第3号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について（回答）

令和6年3月25日付け20240321資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20240321 資第1号

2024年3月25日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について

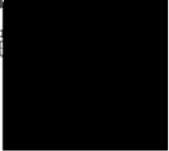
電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条の7第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可について、貴委員会の意見を求めます。

卸電力取引所事業計画及び収支予算認可申請書

令和 6 年 3 月 21 日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

申請者の住所	東京都港区芝浦一丁目 7 番 14 号
申請者の名称	一般社団法人日本卸電力取引所
代表者の氏名	理事長 金本 良嗣



電気事業法第 99 条の 7 第 1 項前段の規定により別紙のとおり事業計画及び収支予算の認可を受けたいので申請します。

日本卸電力取引所 事業計画書（2024 年度）案

本取引所は、2004年8月に私設民間の法人として組織化を行い、2005年4月の取引を開始した。その後、2016年4月には電気事業法上の卸電力取引所の指定を得て、約20年間にわたり大きな不具合もなく、電力取引を実施してきた。本取引所運営に協力頂いている関係者に感謝する。

取引開始来約20年をむかえ、本取引所が順調に業務を遂行することが出来た点、いわゆる良い点を整理しつつ、さらに業務を安定して継続遂行することを基本として、将来に向けた改革を実施する。また、将来に亘り、関係者が安心して取引出来るよう、更に努めていく。

なお、改革の遂行にあたっては、その検討状況等を関係機関と共有し理解促進を図りつつ取り組んでいく。

安定した業務遂行のために

業務の安定には、経年劣化しない強靱な組織体制の用意、およびその役割たる業務の整理が必要である。また、本取引所業務のほとんどはコンピュータシステムによって実現していることから、コンピュータシステムを確固たるものとして構築、運用していく必要がある。安定した業務遂行では、組織・業務からの視点およびシステムからの視点でアプローチする。

組織・業務の視点

本取引所は、組織化以来少数職員による効率的な業務運営に努めてきた。少数職員による業務効率の向上は十分に図られているが、反面業務が個人能力に頼った面があることも否めない。将来に向けた業務の安定した継続に向けては、外部コンサルタントの評価・支援を得つつ、組織・体制の強靱化、継続可能性の向上を目指した見直しを行う。具体的には、以下の内容について、外部コンサルタントの活用を行うかどうかも含め、検証を進める。

- 市場設計・運営（商品開発・設計、災害・緊急時対応（BCP）体制）
- 市場監視（監視方針の再整理、監視機能の評価・高度化）
- 情報システム（システム開発・運用・保守、情報セキュリティ、トラブル対応）
- 業務の文書化（内部規定等の明文化、会員・運営委員会・理事会等への説明）
- 財務・税務・総務（リスク評価）
- 組織運営（人材育成）

また、本取引所は意思決定機関である理事会と業務執行機関である事務局の間のガバナンスが十分機能しているとは言い難い。また、運営委員会をはじめ本取引所の各種委員会の役割を明確化し、組織全体としてのガバナンスを見直す。これらガバナンス強化についても、外部コンサルタントの評価・支援を得つつ、実施していく。

システムの視点

本取引所の取引システムは取引開始来約20年間に亘り、外部システム事業者に開発から運用・保守までを委託してきた。本取引所の主幹は、この取引システムであり、この主幹を内製化し、他力に頼らず、自力で強固に運用していくことが必要である。取引システムの内製化については2022年より取り組みを実施しており、以下を目標に、システム更改の詳細計画を明確にしつつ、具体的な作業を進めていく。

- 非化石価値取引システムの運用開始（2024年8月）
- 電力取引システムのスポット市場約定計算エンジンの切り替え（2024年12月）
- 2025年度中の電力取引システムの全面運用開始を目指し、開発体制の強化を図りつつ、鋭意開発を進めていく。

安心した取引の実現に向けて

安心した取引の実現に向けては、社会情勢等にあわせ都度変化することも重要ではあるが、変化しないことも、電力取引の幹として、重要なことであると考え。この考えは、関係者の理解があってこそ成立するものであり、そのためには取引ルールの周知による理解促進がなにより大切である。

また、取引を行うものが安心して取引を行うには、取引の場がルールに則り、公正に運営されていなければならない。安心した取引の実現に向けてはルールの整理および監視の充実の視点からアプローチする。

ルールの整理

本取引所においては、さまざまな市場（スポット市場、時間前市場、先渡市場、間接送電権市場、ベースロード市場、非化石価値取引市場）の運用を行っている。

一方、現時点ではルールの周知による理解促進が足りていない状況である。ルール解説資料の公開やセミナーの実施など、外部の機関も利用しながら、理解促進に努めていく。また、より公平で公正なルールの実現に向け、広く関係者の意見を聞き、相互理解を図りながらルールの見直しを検討していく。加えて本取引所でも海外の電力取引所等の調査を行い、より使いやすいルール、商品の開発に努めていく。

他、具体的に以下の事項について検討する。

（電力取引）

- 公平なルールの観点からの定額制の廃止、および再生可能エネルギーの取引所利用の増加に伴う時間前取引手数料の低減を志向した取引会員の費用負担のあり方について、2025年4月からの導入を目指した検討を実施する。
- 先渡取引については、廃止の方向に向けた検討を引き続き行っていく。
- 間接送電権取引については、2026年3月末での経過措置終了も考慮しつつ、取引のあり

方について検討を行うのと並行して新規商品の追加等についても検討を行う。

- ベースロード市場については、市場の利便性向上や制度の今後の方向性の検討に資するよう、資源エネルギー庁と連携しつつ取引状況の分析や開示を行う。
- 取引所が各種市場における価格について有する権利を明らかにした上で、当該価格を利用しようとし、または利用する者に関するルール整備を直ちに行う。

(非化石価値取引)

- 2024年度分からの全量トラッキング制実現に向け、規程等の用意を実施するとともに、制度開始に向けて事業者向けに積極的に周知を行う。

監視の充実

不公正取引の監視の強化、市場取引監視委員会を始めとした適切な監視体制の整備、不正な価格形成が疑われる事象が発生した際の遅滞ない調査の実施に、国の監視当局とも連携しつつ、恒常的に取り組む。

監視という性質上、監視業務の実態については、すべてを周知するのは適当ではない。しかしながら、情報の提供が無いことで市場監視業務が適切に行われているかどうかに疑念を抱かせていることは問題であると認識している。これまでも市場監視レポートの公開等により、監視業務の紹介を行っているが、これらを拡充していくことは急務であると認識している。

また、昨今の情報技術の進化により例えば人工知能を利用した監視等も現実化しつつある。これら最新技術を適切に導入し、より高度な市場監視の実現を目指す。

収支予算書（2024 年度）案

支出			収入		
人件費			電力取引		
	役員	63,000		入会金	1,000
	職員	167,000		年会費	150,000
	委員報酬	4,000		手数料（スポット）	1,100,000
運営費				手数料（時間前）	1,100,000
	事務局運営関連	33,000		手数料（他）	150,000
	運営サポート委託	122,000	非化石取引		
	決済手数料	20,000		入会金	1,000
取引システム関係				年会費	180,000
	既存システム関連	900,000		手数料	66,000
	システム更改関連	100,000			
研究開発		100,000			
広告宣伝		20,000			
体制強化関連		400,000			
会計監査		6,000			
		1,935,000	2,748,000		

単位：千円

内、人件費（職員）の60百万円およびシステム更改関連100百万円は資産計上の予定

予算説明

1. 収支バランスについて

2024 年度は、収入 2,748 百万円に対し支出 1,935 百万円で、収益 813 百万円となる。2023 年度繰越欠損金予定額約 6,000 百万円から、813 百万円を償却する想定（毎年度 1,000 百万程度ずつ償却する想定）とした。

2. 収入について

（電力取引会員の入会金・年会費）

- 電気の取引会員については、新規加入は前年度よりも減少するものの、全体としては 2023 年度実績から大きな変化がない予算とした。

（電力取引の手数料）

- 前年度実績並みの予算とした。

（非化石価値取引会員の入会金・年会費および手数料）

- 2024 年度より非化石価値取引において全量トラッキング化に伴う会員負担の見直し（年会費：12 万円⇒60 万円、手数料：0.01 円/kWh⇒0.001 円/kWh）を反映した予算とした。具体的には会員数は減少し 300 社程度（現状 480 社）、取引量は、FIT 分はこれまでの伸び率から 500 億 kWh と予測して 50 百万円、非 FIT 分については、場外取引とのバランスで低下傾向であることから 80 億 kWh と予測して 16 百万円とした。

3. 収支について

（人件費）

- 役員については 2023 年度社員総会の報酬総額と同額とした（交通費、退職給付引当金等を含む）。
- 職員については 2023 年度実績を基礎に定期昇給分として 7%を加え、また期中雇用予備分として 20 百万円を加算している（法定福利、退職給付引当金を含む）。
- 委員報酬については、市場取引監視委員会および運営委員会の委員数に報酬額を乗じた額とした。

（運営費）

- 事務局運営関連としては、事務所賃借や通信交通、消耗品等の基本的な事務局運営にかかる費用について、前年度実績を基礎にしつつ社会情勢等を踏まえ、

10%程度の余裕を持った額とした。

- 運営サポート委託としては、税務、法務、社会保険事務等の一般事務委託費用、およびコールセンター委託費用を積算した。加えて 2024 年 8 月から発生する非化石価値取引における優先割当事務にかかる費用について、100 百万円を予算化している。
- 決済手数料としては、本取引所の銀行の振込手数料について、前年度実績を基礎にした予算とした。

（取引システム関係）

- 既存システム関連としては、現行のシステム保守運用契約等（システム運用保守委託費用、減価償却費用、データセンター利用料、通信回線利用料、公開サーバ利用料および非化石価値取引におけるポータルサイト事務委託費）を積算した。それに加え、約定計算の最適化計算ソフト（N-Side 社製ソフト）の運用開始に伴い利用料金 160 百万円を加えた。
- システム更改関連としては、取引システムの更改に関連した新規開発案件を想定し、そのための予備的費用を計上する。

（研究開発）

- 研究開発としては、新聞図書および情報を得る会員組織への会費等については現状費用を計上している。海外調査を欧州 1 回程度を見込み 10 百万円を計上している。監視業務の強化の一環として監視業務への人工知能の適用についての調査費 85 百万円を計上している。

（広告宣伝）

- 取引セミナー等本取引所活動の周知活動に 20 百万円を計上した。

（体制強化関連）

- 本取引所の組織・体制の強靱化等の事業活動に対して、外部コンサルタント等の支援を受ける予定のため、当該委託を想定した費用を予算化した。

（会計監査）

- 前年度実績の予算とした。

当年度予想BS（2024年3月31日時点 2023年度実績見通しにより作成）

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
【流動資産】	160,874,093	【流動負債】	50,166,330
現金及び預金	158,411,088	未払金	50,000,000
現金及び預金	147,633,338	前受金	166,330
市場間値差収益口	10,777,750		
営業未収入金	200,000	【固定負債】	85,380,968
前払費用	1400	信託金	300,000
【固定資産】	2,261,605	預託金	85,000,000
		退職給付引当金	77,030
【有形固定資産】	40,459	役員退職慰労引当金	3,938
建物附属設備	2,490		
工具器具備品	37,969	負債合計	135,547,298
【無形固定資産】	103,249	(純資産の部)	
ソフトウェア	103,249	【基金】	1,006,000
		基金	63,000
		代替基金	943,000
【投資その他の資産】	2,117,897	【利益剰余金】	26,582,400
		その他利益剰余金	26,582,400
差入保証金	17,897	損失てん補準備金	4,650
繰延税金資産	2,100,000	繰越利益剰余金	15,800,000
		市場間値差積立金	10,777,750
		純資産合計	27,588,400
資産合計	163,135,698	負債・純資産合計	163,135,698

次年度予想BS（2025年3月31日時点 2024年度収支予算により作成）

科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
【流動資産】	162,010,492	【流動負債】	50,311,000
現金及び預金	159,726,306	未払金	50,000,000
現金及び預金	148,948,556	前受金	311,000
市場間値差収益口	10,777,750		
営業未収入金	200,000	【固定負債】	85,393,878
前払費用	1400	信託金	300,000
【固定資産】	2,082,786	預託金	85,000,000
		退職給付引当金	87,690
【有形固定資産】	14,889	役員退職慰労引当金	6,188
建物附属設備	2,232		
工具器具備品	12,657	負債合計	135,704,878
【無形固定資産】	250,000	(純資産の部)	
ソフトウェア	250,000	【基金】	1,006,000
		基金	63,000
		代替基金	943,000
【投資その他の資産】	1,817,897	【利益剰余金】	27,382,400
		その他利益剰余金	27,382,400
差入保証金	17,897	損失てん補準備金	4,650
繰延税金資産	1,800,000	繰越利益剰余金	16,600,000
		市場間値差積立金	10,777,750
		純資産合計	28,388,400
資産合計	164,093,278	負債・純資産合計	164,093,278